

名古屋北部民商ニュース

発行：2022年7月11(月) No. 480

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

紹介したくなる民商をつくるため力を合わせよう！

予定納税減額も、国保・後期高齢者医療制度も減免も申請しよう



6月27日（月）午後1時から、飲食業の会員向けに「予定納税減額申請 & 国保減免学習会」を行い、13人が参加しました。1期分だけで15万以上、多い人で30万円を超える予定納税通知を受け取った人も。「予定納税の減額申請を出せば、ほとんどの方は（見込み納税額が15万以下になり）ゼロになります」と説明すると、皆さん真剣な表情で資料を見つめています。「まず、半年分の売上と経費を計算して、それを2倍して所得を計算します。そこに1月以降の時短協力金を足して令和4年分の見込みの所得を出します」「それを減額申請書の所得へ記入しましょう」「理由のところは『その他』に○をつけて、令和3年はコロナの給付金

などで収入が多かったが、令和4年は大幅に収入が減少するためと書きましょう」と順に説明。「協力金がまだ入金されないし、予定納税を払わなくてよくなるのは助かります」「とりあえず、見込みの計算をしてくるので、記入のしかたはまた教えてください」とほとんどの方が書類を持ち帰りました。また、国保減免について、収支計算をした資料を持参して「所得激減での減免申請をしましょう」と説明。コロナ減免との違いについても説明しました。後期高齢者医療保険についても、休廃止、所得激減などで減免が適用されるので、積極的に減免申請をしましょう、と呼びかけました。

<所得激減の減免申請の場合、名古屋市国保は見込み所得が274万以下、後期高齢者医療は100万以下が条件です。ほかにも要件がありますので、相談してください>

婦人部総会 「3年ぶりに集まれた！」

「税理士さんもインボイス反対!」

7月2日（土）午前10時から名古屋北部民商婦人部第11回定期総会を開き、17人が参加しました。第一部の総会は、宮内さんの進行でスムーズに進行。「ひとりぼっちの業者婦人をなくし新しい仲間を増やそう」「インボイス中止、平和憲法を守るため活動しよう」との方針を決めました。第二部では、鈴木裕文さん、長谷川弘子さん、2人の税理士をお招きし「相続の悩み、聞いてみよう」と題した学習会を行いました。鈴木裕文税理士から、基本的な相続の基礎控除の説明と「目先のことでなく、先々のことを考えておくことが大切」「面



と向かって言いにくい、日頃から財産がどのくらいあるのか意識しておきましょう」と話されました。参加者からは「自宅の土地だけ父親名義だが、生前に名義を変えたほうがいいのか」「田舎の誰も住んでいない家、山林など、どうしたらいいのか」「今から相続放棄できるのか」と質問が出され、丁寧に答えていただきました。鈴木税理士は、大阪で税理士としてインボイス反対の運動をしていたとのことで、「インボイスの話をしていいですか」と切り出し、「税理士でインボイス賛成のものはいません。零細な事業者には負担が重すぎる。」「タクシー会社はインボイスあり、なしのステッカーを車に貼る予定だそうです」「インボイス反対で頑張りましょう」と熱っぽく語りました。学習会のあとは、お弁当を食べながら「3年ぶりに集まれてよかったね」と楽しく交流しました。